

# 酒田市議会政務活動費の運用に関する要綱

〔平成25年2月28日〕  
〔議会告示第1号〕

**改正** 平成29年6月16日議会告示第2号

(趣旨)

**第1条** この告示は、酒田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第220号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例別表に定める政務活動費を充てることができる経費の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(具体的な支出経費)

**第2条** 条例別表に定める政務活動費を充てることができる経費として支出が認められるものの具体的な費目については、別表のとおりとする。

(旅費の適用)

**第3条** 前条に規定する経費のうち、交通費及び宿泊費等の旅費については、酒田市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成29年条例第28号）の規定を適用する。

(平29議告2・一部改正)

(政務活動費の使途)

**第4条** 次に掲げる経費は、政務活動費として支出できないものとする。

- (1) 政党を運営するための費用又は議会の議員としての活動に含まれない政党の活動に関する経費
- (2) 選挙活動又は後援会活動のための経費
- (3) 私的活動のための経費

(疑義の決定)

**第5条** 政務活動費の執行について疑義が生じたときは、議会運営委員会で協議し、決定するものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、酒田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第220号。以下「条例」という。）の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の酒田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月16日議会告示第2号）

この告示は、平成29年6月16日から施行する。

別表（第2条関係）

項目	具体的な費目
調査研究費	資料印刷費 調査委託費 文書通信費 交通費 宿泊費等
研修費	講師謝金 会場費 交通費 宿泊費 文書通信費 参加費等
広報費	広報紙・報告書等印刷費 会場費 茶菓子代 文書 通信費 交通費 ホームページ作成更新委託費等
広聴費	資料印刷費 会場費 茶菓子代 文書通信費 交 通費等
要請・陳情活動費	資料印刷費 文書通信費 交通費 宿泊費等
会議費	会場費 資料印刷費 交通費 宿泊費 文書通信 費 参加費等
資料作成費	印刷製本費 翻訳料 事務機器購入 リース代 テープ反訳料 用品購入費 通信費及び送料 通信回線導入費等
資料購入費	書籍購入費 新聞雑誌購読料 有料データベース利 用料等
人件費	給料 手当 賃金等
事務所費	事務所の賃借料 維持管理費 備品 文書通信費 事務機器購入 リース代等